

○社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱

平成12年3月31日

綾部市告示第26号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護保険サービスの利用について、低所得者で特に生計が困難である要介護者等に対しサービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担軽減を行った場合、その軽減を実施した社会福祉法人に対し所要の助成を行うことにより、さらには要介護者等の日常生活上の支援及び生活の安定を図ることを目的とする。

(対象サービス等)

第2条 この要綱の規定による利用者負担軽減及び利用者負担軽減の実施に対する助成の対象となる介護保険サービス(以下「対象サービス」という。)、利用者負担軽減の対象となる者(以下「対象者」という。)及び対象サービスの提供を行う社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)に対する助成の範囲等は、別表に掲げる基準表のとおりとする。

(軽減実施の申出)

第3条 この要綱の規定による利用者負担軽減の実施に対する助成を受けようとする社会福祉法人は、社会福祉法人による利用者負担軽減申出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(対象者の確認に係る申請)

第4条 この要綱の規定による利用者負担軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(申請者への決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、必要な審査を行い、申請者に対しその決定内容を社会福祉法人利用者負担軽減対象決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、軽減を認めるときは、社会福祉法人利用者負担軽減確認証(様式第4号及び様式第5号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

(確認証の有効期限)

第6条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、申請のあった日の属する月が4月から7月までの間である場合は、当該年度の7月31日までとする。

(確認証の提示)

第7条 確認証の交付を受けた者は、対象サービスを受けるときは、事前に確認証を提示しなければならない。

(変更の届出)

第8条 確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項又は軽減の対象となった事由等について変更が生じた場合は、その変更に関する事項その他市長が必要と認める事項について、速やかに市長に届け出なければならない。

(確認証の返還)

第9条 確認証の交付を受けた者が、対象者でなくなった場合は、速やかに確認証を市長に返還しなければならない。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、詐欺その他不正の行為により、この要綱による利用者負担軽減の対象となった者又は利用者負担軽減の実施に対する助成の対象となった社会福祉法人に対し、その軽減又は助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この要綱による利用者負担軽減を受ける権利又は利用者負担軽減の実施に対する助成を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、別表助成措置の対象の項に規定する助成措置(社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に係る助成措置に限る。)を受けることなく本事業を実施することができるものとする。

附 則(平成12年12月27日告示第112号)

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年10月1日告示第96号)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この告示の際、現に通知及び交付されている社会福祉法人利用者減免対象決定通知書及び社会福祉法人利用者負担減免確認証の有効期限については、平成18年6月30日とあるのは、平成17年9月30日とする。
- 3 この告示による改正後の要綱第4条の規定に基づく対象者の確認に係る申請手続その他の行為は、この要綱の告示前においても行うことができるものとする。

附 則（平成18年8月2日告示第91号）

（施行期日）

1 この告示は、平成18年8月2日から施行し、改正後の社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（税制改正に伴う特例措置）

2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間においては、社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について税制改正に伴う特例措置を講じるものとし、当該措置による軽減の実施基準については、別表の規定を準用する。この場合において、次の附則別表左欄に掲げる区分中、同表中欄の規定を同表右欄の規定に読み替えるものとする。

附則別表

対象サービス等	食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額	食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）
対象者	市民税世帯非課税	介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第8条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）
	150万円	190万円
軽減の程度	4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）	8分の1

附 則（平成21年6月8日告示第87号）

（施行期日）

1 この告示は、平成21年6月8日から施行し、改正後の社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

（平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置）

2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間においては、社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について、平成

21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置として、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費以外の対象サービス等の利用者負担額にあつては、28パーセント（高齢福祉年金受給者にあつては53パーセント）軽減するものとする。

附 則（平成23年4月27日告示第68号）

この告示は、平成23年4月27日から施行し、改正後の社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用し、平成23年3月31日以前に提供された介護サービスについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年5月8日告示第82号）

この告示は、平成24年5月8日から施行する。

附 則（平成25年6月19日告示第102号）

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成25年8月20日告示第118号）

この告示は、平成25年8月20日から施行する。

附 則（平成26年4月25日告示第77号）

この告示は、平成26年4月25日から施行する。

附 則（平成27年5月14日告示第78号）

この告示は、平成27年5月14日から施行し、改正後の社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月22日告示第242号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施基準

区分	社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業
対象サービス等	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは介護予防訪問介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは介護予防訪問介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険

<p>人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額と</p>	<p>と同様のものに限る。）（対象サービスの提供を行う社会福祉法人の指定訪問介護事業所又は指定介護予防事業所が、離島等厚生労働大臣が定める地域（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に規定する、別に厚生労働大臣が定める地域）に所在する場合に限る。）</p>	<p>給付と同様のものに限る。）（対象サービスの提供を行う社会福祉法人の指定訪問介護事業所又は指定介護予防事業所が、中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に規定する、別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に労働大臣が定める設備基準に適合する事業所）である場合に限る。）</p>
--	--	--

	<p>する。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担額については、軽減の対象としない。</p>		
対象者	<p>本市の介護保険の被保険者のうち市民税世帯非課税であって、次の要件をすべて満たす者のうち生計が困難な者と市長が認めた者、生活保護受給者及び生活扶助基準見直しに伴う特例措置対象者（平成25年8月1日、平成27年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き</p>	<p>本市の介護保険の被保険者で市民税本人非課税である者（生活保護受給世帯は除く。）なお、綾部市訪問介護利用者支援事業実施要綱（平成17年綾部市告示第72号）に基づき利用者負担の軽減の対象となっている者及び社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度の対象となっている者については、軽減制度の対象としない。</p>	<p>本市の介護保険の被保険者で市民税本人非課税である者（生活保護受給世帯は除く。）なお、綾部市訪問介護利用者支援事業実施要綱（平成17年綾部市告示第72号）に基づき利用者負担の軽減の対象となっている者及び社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度の対象となっている者については、軽減制度の対象としない。</p>

<p>本事業に基づく軽減対象者に該当するものをいう。以下同じ。)</p> <p>1 年間収入が<u>単身世帯</u>で150万円、<u>世帯員</u>が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</p> <p>2 預貯金等の額が<u>単身世帯</u>で350万円、<u>世帯員</u>が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</p> <p>3 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>4 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p> <p>5 介護保険料を滞納していないこと。</p> <p>なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者については、軽減制度の対象としない。ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。また、生活保護受給者及び生活扶助基準見直しに伴う特例措置対</p>	
---	--

	<p>象者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。</p>	
<p>軽減の程度</p>	<p>原則として利用者負担の4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)とする。ただし、生活保護受給者にあつては利用者負担の全額、生活扶助基準見直しに伴う特例措置対象者にあつては居住費の全額とする。</p>	<p>利用者負担の1割分を減額(10パーセントの利用者負担を9パーセントにする。)</p>
<p>助成措置の対象</p>	<p>本市に減免実施の申出を行った社会福祉法人に対する助成措置の対象は、当該法人が対象者に係る利用者負担を軽減した総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対する一定割合(原則1パーセント)を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その2分1を基本としてそれ以下の範囲とする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人について</p>	<p>本市に減免実施の申出を行った社会福祉法人に対する助成措置の対象は、当該法人が対象者に係る利用者負担を軽減した総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対して、その2分の1を基本とする。</p>

	<p>は、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、全額を助成措置の対象とする。なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うものとする。</p>		
備考	<p>他の制度との適用関係については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 綾部市訪問介護利用者支援事業実施要綱との適用関係については、まず、当該支援事業の適用を行い、その後、必要に応じて社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度（以下「社会福祉法人軽減制度」という。）に基づく利用者負担額の軽減制度の適用を行うものとする。</li> <li>2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、まず、社会福祉法人軽減制度、離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業に基づく軽減制度の適用を行い、適用後の利用者負担額に基づき高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うものとする。</li> <li>3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、社会福祉法人軽減制度に基づく軽減制度の適用を行うものとする。</li> </ol>		

様式第2号	社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書
様式第3号	社会福祉法人利用者負担軽減対象決定通知書
様式第4号	社会福祉法人利用者負担軽減確認証
様式第5号	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

(様式番号)

(名称)

様式第1号

社会福祉法人による利用者負担軽減申出書

様式第1号(第3条関係)

社会福祉法人による利用者負担軽減申出書 (社会福祉法人による利用者負担の軽減制度)			
綾部市長 様		年 月 日	
		所在地 申請者 名 称	
社会福祉法人による利用者負担の軽減を下記のとおり実施するので申し出ます。			
申 請 者	フリガナ 名 称	(〒 — )	
	主たる事務所の 所 在 地		
	連 絡 先	電話番号	FAX番号
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ 氏 名
軽 減 制 度 予 定 事 業 所 の 状 況	代表者の住所	(〒 — )	
	事業所の名称	所 在 地	実施事業の種類

様式第2号(第4条関係)

社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書 (社会福祉法人による利用者負担の軽減制度)				
フリガナ 被保険者氏名	確認番号			
	被保険者番号			
	個人番号			
生年月日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女	
住 所	〒		電話番号	
利用者負担額 軽減申請理由				
	氏 名	生年月日	性別	生計中心者に○をつけて下さい
世 帯 構 成	世帯主			
	世帯員			
綾部市長 様				
上記のとおり社会福祉法人による利用者負担額の軽減対象の申請をします。				
年 月 日				
住所		電話番号		
申請者 氏名				
綾部市記入欄				
交付年月日	備 考			
	(生計中心者の所得状況等を把握)			
年月日				
適用年月日				
年月日 から				
有効期限				
年月日 まで				

様式第3号(第5条関係)

社会福祉法人利用者負担軽減対象決定通知書  
(社会福祉法人による利用者負担の軽減制度)

文書番号  
年 月 日

綾部市長 印

様

先に申請のありました、社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

決定年月日	年 月 日
-------	-------

決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日 (承認内容) 有効期限 年 月 日
2 承認しない	理由

・問い合わせ先  
課 綾部市若竹町8番地の1 TEL(0773)42-3280(代)

様式第4号(第5条関係)

社会福祉法人利用者負担軽減確認証  
(社会福祉法人による利用者負担の軽減制度)

交付年月日 年 月 日

確認番号			
受給者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	男・女
介護保険被保険者番号			
適用年月日		年 月 日	から
有効期限		年 月 日	まで
減額割合			
発行機関名及び印		京都府綾部市長 印	

(裏面)

注 意 事 項

一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に出していただく。

二 この確認証は、都道府県に申出のあった事業者のみ有効です。

三 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額(日常生活に要する費用については食費及び居住費に限る。)が、前面に記載されている減額割合により減額されます。

四 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、軽減制度の要件に該当しなくなったとき、又は、軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市役所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

五 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市役所にその旨を届け出てください。

六 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

様式第5号(第5条関係)

(表面)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度) 交付年月日 年 月 日											
承認番号											
受給者	住所										
	フリガナ										
氏名											
	生年月日 年 月 日 性別										
介護保険被保険者番号 (被保険者のみ記載)											
適用年月日	年 月 日から										
有効期限	年 月 日まで										
減額割合	(居住費・滞在費のみ)100/100										
発行機関名 及び	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 京都府綾部市 綾部市長 印										

(裏面)

<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>一 次介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。</p> <p>二 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護です。</p> <p>三 この確認証は、都道府県に申出のあった事業者のみ有効です。</p> <p>四 前記のサービスの居住費・滞在費が、表面に記載されている減額割合により減額されます。</p> <p>五 生活保護受給者・支給給付受給者でなくなったとき又は今後、前記のサービスを利用する見込みがないときは、遅滞なく、この証を市役所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市役所にその旨を届け出てください。</p> <p>七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>
--

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)